

都立小児総合医療センターにおける 個人情報を含むパソコンの紛失について

この度、都立小児総合医療センターにおいて、患者個人情報を保存したパソコンの紛失事故が発生しましたので、ご報告いたします。当該患者及び家族の皆様へ、深くお詫び申し上げます。
改めて、職員への情報管理に関する指導を徹底してまいります。

1 紛失の状況

(1) 紛失時期

平成30年5月26日（土曜日）7時30分から20時頃までの間

(2) 紛失場所

小児総合医療センター内の医局又は病棟

(3) 紛失の経緯

- 平成30年5月23日（水）、常勤医師が、臨床研究を目的として、業務使用を許可された私物パソコン上で患者個人情報を含む電子ファイルの作成及びパソコン上への保管を行った。
- 平成30年5月26日（土）7時30分頃に常勤医師が、パソコンをトートバッグに入れて病棟に移動し、スタッフステーション内のテーブル上にバッグごと置き、病棟業務を行った。
- 9時頃にバッグを持って医局に移動し、業務引継ぎを行った後、バッグを医局内の引継ぎ場所に置いたままにして病棟に移動。
- 15時30分頃にバッグを医局内の自席に移動した上で、再度病棟に移動。
- 19時頃に医局内の自席に戻り、20時頃にバッグの中身を確認したところ、パソコンが無いことに気付いた。
- 複数の職員で、医局及び病棟の捜索を行い、地元警察署へ遺失届を提出したが、現在も発見には至っていない。
- また、現時点では、紛失による二次被害の情報は入っていない。

2 紛失した個人情報

都立小児総合医療センター患者57名の、以下の個人情報を含む電子ファイル

- カナ氏名、患者ID、生年月日、性別、疾患名略称、疾患関連遺伝子異常の有無、病理組織所見、血液検査所見
- なお、本パソコン及び電子ファイルは各々パスワード設定されている。

3 紛失事故発生後の対応

- 当該患者及び家族に対して、謝罪と説明を行っているところ。
- 小児総合医療センターでは、5月29日（火）に緊急幹部会を開催し、個人情報の共有サーバへの保存及びセキュリティワイヤー設置等のセキュリティ対策について注意喚起を実施した。今後は、速やかに全職員を対象に臨時の情報セキュリティ研修を実施するとともに、自己点検、情報セキュリティ責任者による巡回点検及び予告なしの点検を実施する。
- 病院経営本部では、5月29日（火）に個人情報保護及び情報セキュリティ委員会を、5月30日（水）に緊急の事務局長会を開催し、端末に個人情報を保存しないことやパソコンを適切に保管すること等、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実施について徹底を図るよう指示した。病院経営本部としても各都立病院に対し、直接、点検・指導を行っていく。

<問い合わせ先>

病院経営本部サービス推進部事業支援課

電話 03-5320-5842（直通）

病院経営本部経営企画部総務課

電話 03-5320-5812（直通）

小児総合医療センター事務局庶務課

電話 042-300-5111（代表）